

## 選 定 書（案）

広島市（以下「市」という。）は、令和5年3月 日付をもって、●●●●●株式会社（以下「提案者」という。）の提案した民間オフィスビルを広島市役所北庁舎別館の移転先候補とし、賃貸借契約の締結に向けた協議対象物件に選定する。これにより本選定書（以下「本書」という。）の効力等は、以下のとおりであることを確認する。

### 1 賃貸借契約の条件に関する協議内容

- (1) 借上期間について
- (2) 借上面積と入居する部署について
- (3) 借上料及び共用部管理費の金額について
- (4) 市が行う入・退居時の工事について
- (5) 市が負担する維持管理費について
- (6) 市が使用する駐車場及び駐輪場の台数及び使用方法について
- (7) その他賃貸借契約の締結に必要な事項について

### 2 本書の効力等

- (1) 賃貸借契約の締結に向けて、市は提案者と優先的に協議するものとする。
- (2) 市の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約時期を延期又は契約条件の内容を変更することができるものとする。
- (3) 応募者の失格事由に該当した場合や、協議の継続が困難な事由が生じた場合は、本件の協議を打ち切るものとする。
- (4) 本書の締結から協議を打ち切るまでの期間については、市は提案者以外の者と協議を行わないものとする。
- (5) 本書の締結日以前の協議対象物件に係る選定書がある場合は、当該締結日以前の選定書はその効力を失う。
- (6) 本書は、市から書面による交渉打切りが通知されるまでの期間は効力を有する。
- (7) 協議を打ち切る場合は、本書を回収する。

### 3 提案者の責務

提案者は、市との協議の過程において、協議対象物件の情報等を提供しなければならない。

また、賃貸借契約の締結に関連する事項について、市の求める調査を実施し、その調査結果を本市に報告する責務を負う。

4 第三者への開示

提案者は、本書の締結日以降、賃貸借契約に向けた協議の状況や関連する情報について、市の了解なく第三者への情報提供及び情報開示を行ってはならない。

5 効果の存続

前記4の規定は、本書の失効による回収後も、5年間は存続するものとする。

市と提案者の双方が、上記の条件に全て同意したことを確認した。

確 認 日 令和 5年 3月 日

(広島市)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広 島 市

代 表 広島市長 松井 一實

印

(企画総務局総務課)

(提案者)

住 所 広島市●●区●●●町●●番●●号

社 名 ●●●●●株式会社

代表者職・氏名 代表取締役 ●● ●●

印

(物 件)

所 在 広島市●●区●●●町●●番●●号

家 屋 番 号

種 類

構 造

床 面 積